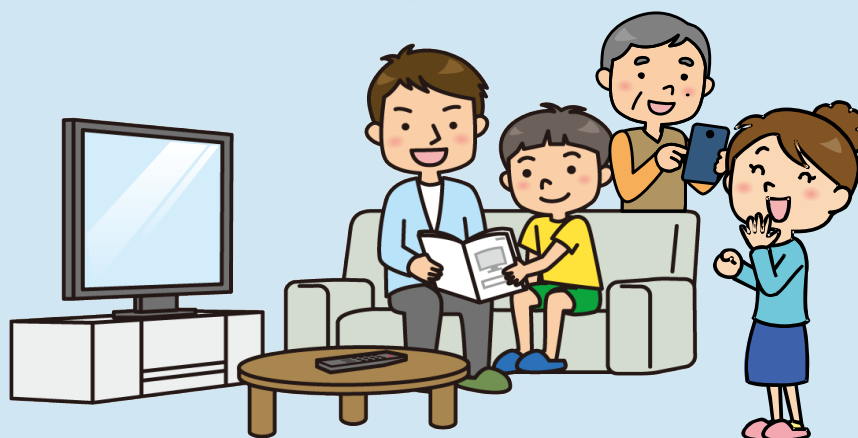
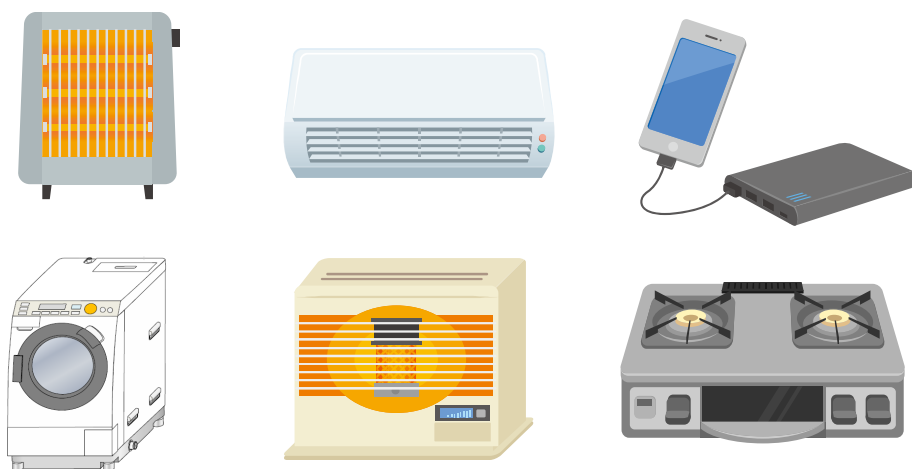


製品安全への取組

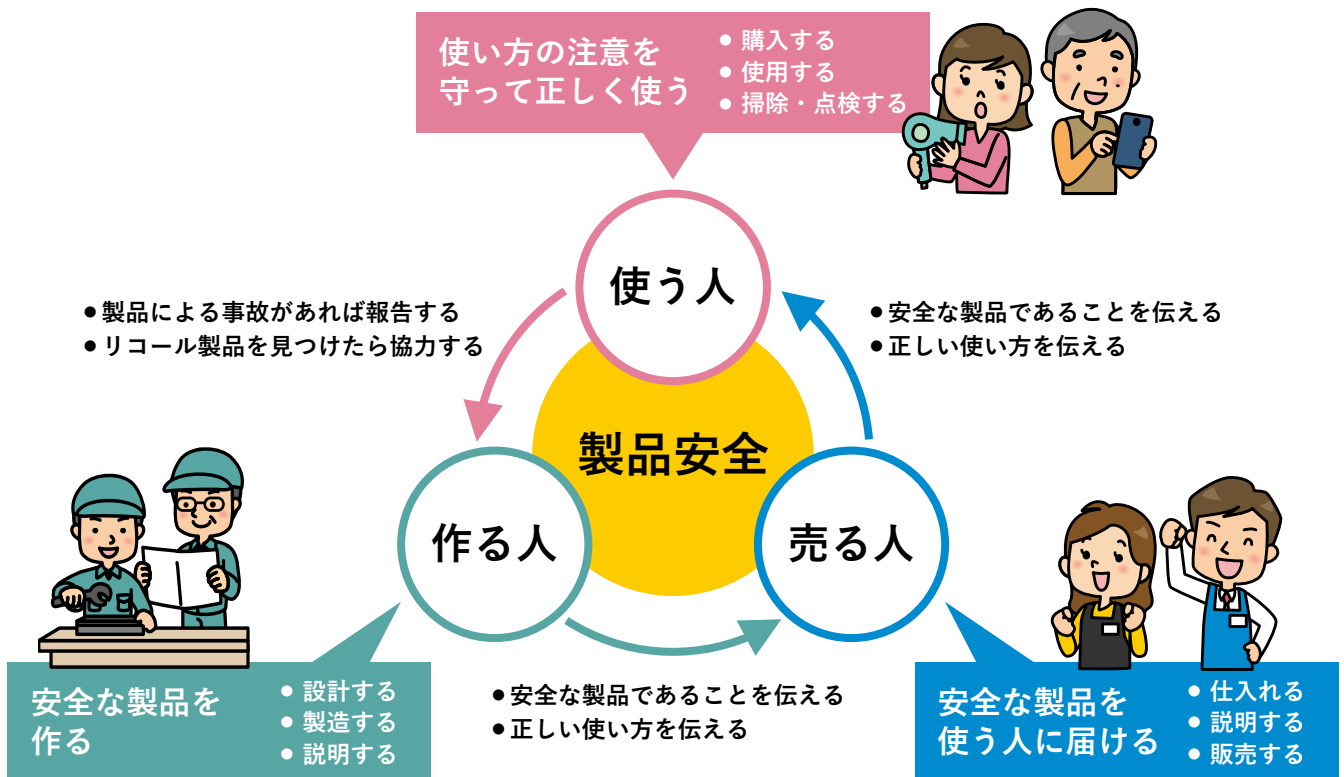
～製品を安全に使い、事故から身を守ろう！～



製品を安全に使用するには

安全に作られた製品でも、正しくない使い方をすれば事故が起きるかもしれません。正しい使い方をして、製品が安全でなければ事故が起きるかもしれません。また、売る人が使う人に正しい使い方を説明しないと事故が起きるかもしれません。製品を安全に使用するためには製品を「**作る人**」、「**売る人**」、「**使う人**」のそれぞれの役割があり、役割を果たすことで事故を起こさず安全に製品を使うことができます。

製品の事故を防ぎ、安全に使用するためには、消費者、製造事業者、販売事業者それぞれが役割を果たすことが重要です。



消費者の役割

- 安全な製品を選び、取り扱い説明書を読んで正しい使い方で使用しましょう。
- 定期的に掃除や点検を行い、必要があれば製造事業者や販売事業者にご相談しましょう。

購入する

- 自分や家族にあってる製品であるかを、カタログを見たり、販売事業者に聞いて確認しましょう。
- 安全な製品には、安全を表すPSマークがついています。
PSマークの表示を確認しましょう。



使用する

- 使い始める前に、**取り扱い説明書**を読んで、正しい使い方と、注意することを確認しましょう。
- 正しい使い方で使用しましょう。



掃除・点検する

- 定期的に掃除をすることで製品事故の防止につながります。
- 製品には寿命があります。異変を感じたら、製造事業者や販売事業者にご相談して点検をしてもらいましょう。


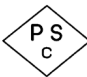
リコールに協力する

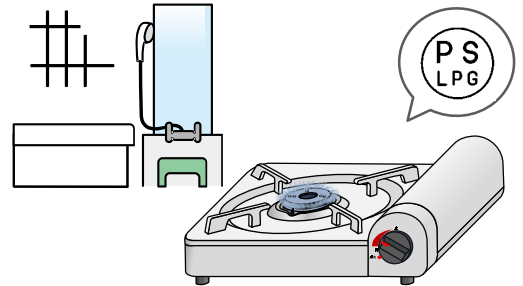
- 家庭にある製品がリコールされた場合には、製造事業者に連絡するなど、リコールに協力しましょう。

製品安全4法による規制

- 製品安全4法では、危害発生のおそれがある製品を指定し、**製造・輸入事業者**に対して国が定めた技術基準の遵守を義務付けています。
- 製造・輸入事業者は、技術基準適合義務（自主検査）を履行し、技術基準を満たした製品に**PSマーク**を表示（○PSマーク）します。
- 危害発生のおそれが高い**特別特定製品等**（◇PSマーク）については、自主検査に加え、国に登録した検査機関の適合性検査を受検するようにしています。
- PSマークの**販売事業者**は、PSマークのついていない製品を販売してはいけません。

消費生活用製品安全法（10品目）

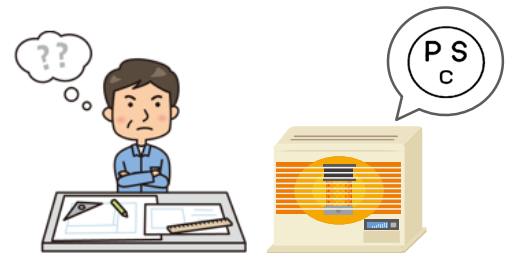


 ライター、レーザーポインタ、乳幼児ベッド、石油ストーブ等





電気用品安全法（457品目）





 LEDランプ、延長コード、エアコン、冷蔵庫、電子レンジ等



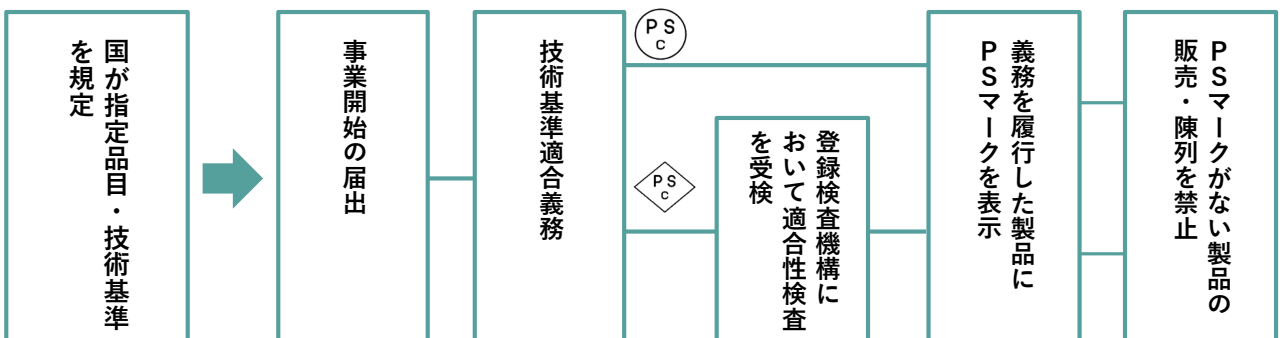
ガス事業法（8品目）



 ガス瞬間湯沸器、ガスストーブ、ガスこんろ、ガスふろがま等

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（16品目）

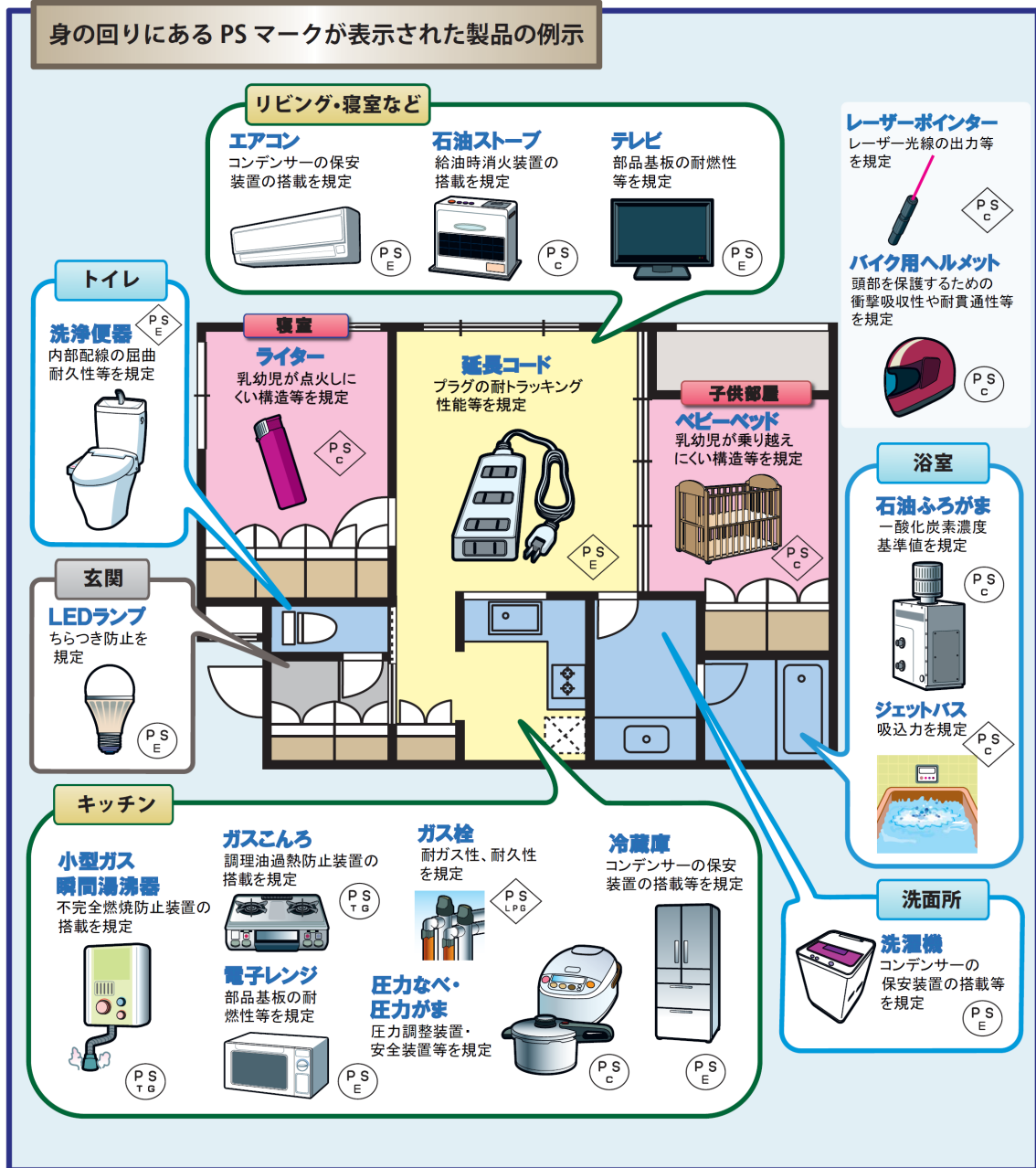


 カートリッジガスこんろ、ガス栓、調整器、対震自動ガス遮断器、ガス漏れ警報器等

事業者に対する規制



PSマーク対象製品

- 安全な製品には、安全を表すPSマークがついています。身の回りにたくさんあるPSマーク対象製品が、皆さんの生活の安全を支えています。



製品による事故が起きないようにするには、どうしたらいいの？

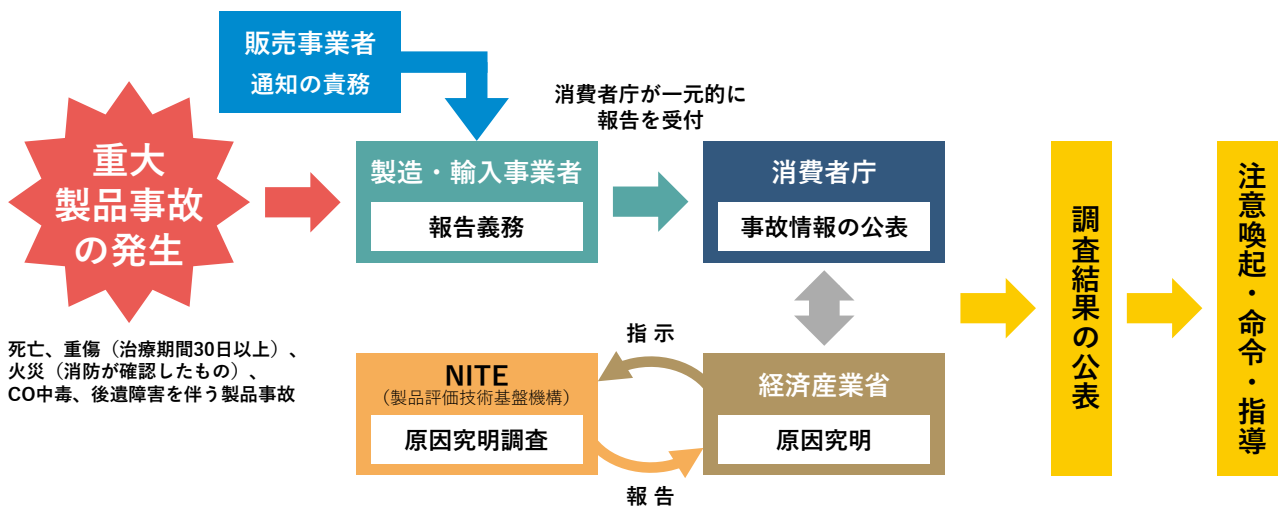
誤使用や不注意をなくし、「PSマーク」などの安全を示すマークを確認しましょう。

製品による事故を防ぐためには、消費者が「PSマーク」などの安全を示すマークが表示された製品を選び、誤った使い方や不注意をなくすことが大切です。また、日々の手入れや点検も必要です。

事故情報の収集・公表・リコールの実施

～重大製品事故報告・公表制度～

- 製造・輸入事業者が、重大製品事故の発生を知ったときは、**10日以内**に消費者庁に報告することを義務付けています。（消安法第35条）
- 販売事業者等が知ったときは、製造・輸入事業者に通知する責務があります。（消安法第34条第2項）
- 消費者庁は、当該事故情報を迅速に公表します。経済産業省は、NITE（製品評価技術基盤機構）に対して、原因究明調査を指示します。（消安法第36条）
- 調査結果は改めて公表し、注意喚起や命令・指導を行うことによって、再発防止を図ります。



※ 平成21年9月より、重大製品事故情報の収集・公表を消費者庁が担当、事故原因究明等を経済産業省が担当。

～非重大製品事故情報のNITEへの通知～

- ※ 非重大製品事故とは、ヒヤリハットやケガ、火傷などの軽微な事故等のことです。
- 事業者等が、ヒヤリハットやケガ、火傷などの軽微な事故等の情報を知ったときは、**NITE（製品評価技術基盤機構）**への通知を求めています。
 - NITEは、事故原因の究明調査を実施し、調査結果を定期的に公表しています。

～リコール対応～

重大製品事故情報等に基づき、リコール対応が必要なときは、事業者と協議して事業者の自主回収を求めています。事業者が自主リコールを実施する場合は、**リコール開始報告書**の提出を求めており、報告されたリコール情報は当省HPに公表しています。

重大製品事故事例

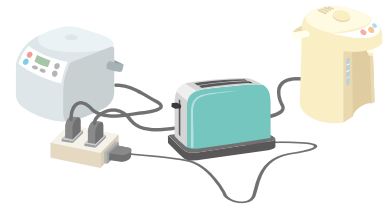
事例 1

過電流による事故

事例：配線器具（テーブルタップ）からの発火



冷蔵庫、テレビ、炊飯器などを接続して同時に使用し配線機器の許容電流をこえる電気製品を、延長コードにいわゆる「たこ足配線」にしていたため、コードが発熱し、火災になった。



出典：製品評価技術基盤機構（NITE）HP

事故を防ぐためには？



注意

- 許容電流をこえる「たこ足配線」にならないようにする。
- コードリールを巻いたまま使用しない。
- 消費電力の高い電気製品（クーラー、電子レンジ、冷蔵庫など）は、直接コンセントから電気をとるようにする。
- 配線器具（テーブルタップ）には、水がかからないようにする。

事例 2

製品の経年劣化

事例：長年使用した扇風機からの発火



30年近く使っていた扇風機が、スイッチを入れるとモーターがうなるような音がしたり、羽根の回転が遅くなったりはしていたが、動いていたのでそのまま使用していた。しかし、突然、モーターが異常に熱くなり、発火した。



事故を防ぐためには？




注意

- 長期間使用されている家庭の電気製品の使用期間を確認し、異常が発生していないかチェックする。
- 異常を感じた時は、使用を中止し、メーカーや販売店に連絡する。

～新たな取り組み～

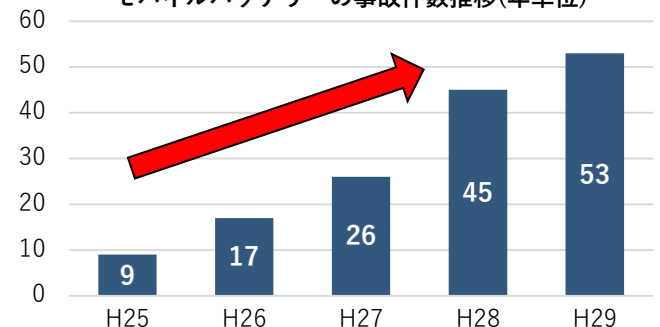
モバイルバッテリーの規制対象化

平成31年2月1日より  マークの表示が義務となります。



モバイルバッテリーの事故件数は近年増加傾向にあり早急な対応が必要です。

(件) モバイルバッテリーの事故件数推移(年単位)



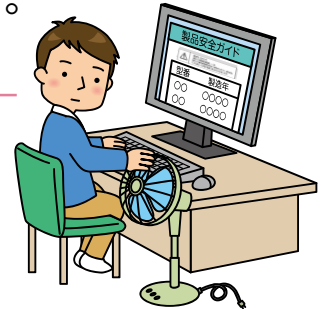
出典：NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）

消費者への普及啓発・注意喚起

経済産業省は、消費者の皆様へ製品安全に関する取組や情報、製品に関する注意喚起を行うことを目的に、ウェブサイトにおいて、リコールや製品事故等の情報を提供しています。

経済産業省『製品安全ガイド』

→ 製品安全に関わる政策動向、報道発表資料、リコールや製品事故の情報などを掲載しています。
http://www.meti.go.jp/product_safety/



経済産業省『こち事故（ツイッターアカウント）』

→ リコールや製品事故の最新情報やお役立ち情報を発信しています。
<https://twitter.com/kochijiko>



製品評価技術基盤機構(NITE)『製品安全・事故情報』

→ 最新の社告・リコール情報、製品事故防止についての注意喚起ポスター・映像等の情報を掲載。製品事故の検索機能も充実しています。
<http://www.jiko.nite.go.jp/>

消費者庁『リコール情報サイト』

→ 食品、車、薬、化粧品などを含む消費者向け製品全般のリコール情報（リコール内容や回収・無償修理等の情報）を掲載しています。
<http://www.recall.go.jp/>

消費者ホットライン ☎ 188（いやや!）

→ 事故の情報や危険を感じた情報などは消費生活相談窓口や事業者へ情報提供をお願いいたします。

～製品安全対策優良企業表彰（PSアワード）～



経済産業省では、製造事業者・輸入事業者・小売販売事業者・各種団体を対象に、製品安全に関する取り組みを評価し、表彰を行っています。

左記の「製品安全対策優良企業」のロゴマークは、優れた製品安全対策を行い表彰を受けた企業に贈られるマークです。製品を購入する際はロゴマークを掲げている企業の製品も是非参考にしてください。

経済産業省 製品安全対策優良企業表彰

Webページ：http://www.meti.go.jp/product_safety/ps-award/

